

D P C制度から退出する医療機関について

- D P C対象病院である、医療法人 佐藤胃腸科外科病院 から、下記の理由によるD P C制度からの退出届が提出されたので報告する。

| 医療機関名             | 所在地               | 退出日              | 退出理由                             |
|-------------------|-------------------|------------------|----------------------------------|
| 医療法人<br>佐藤胃腸科外科病院 | 岡山県倉敷市<br>田ノ上 732 | 平成 24 年 5 月 31 日 | 平成 24 年 5 月 31 日付で<br>病院を廃止したため。 |

※ 平成 24 年 3 月 28 日 保医発第 0328 第 1 号  
「D P C制度への参加等の手続きについて（抜粋）」

3 D P C対象病院からの退出について

(1) 退出の手続き

- ①通常の場合（略）
- ②D P C対象病院への参加基準を満たさなくなった場合（略）
- ③特別の理由により緊急に退出する必要がある場合

特別の理由により、上記①②の手続きによらず緊急にD P C対象病院から退出する必要がある病院（特定機能病院は除く。）は、別紙4「D P C制度からの退出に係る届出書（特別の理由がある場合）」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。

当該届出が行われた場合は、退出の可否について中央社会保険医療協議会において審査・決定することとし、退出が認められた場合には、認められた月の4か月後の初日にD P C対象病院から退出するものとする。（以下略）

④保険医療機関を廃止する場合

保険医療機関を廃止することにより、D P C制度から退出する場合は、保険医療機関廃止届出等と合わせて、別紙6「保険医療機関に廃止伴うD P C制度から退出届」を地方厚生（支）局医療課長を経由して厚生労働省保険局医療課長に提出すること。